

鳥取県告示第489号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年7月6日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
平田成正	ひらた内科クリ ニック	東伯郡湯梨浜町大 字田後222-1	平成24年6月 28日	平成24年7月 31日	訪問看護、訪問リハ ビリテーション、居 宅療養管理指導、通 所リハビリテーショ ン